

議案第55号

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成27年3月5日

大崎市議会議長 佐藤清隆様

提出者 議会運営委員長 後藤錦信

大崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の任期中に限り、改正前の大崎市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。